

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和 50 年 3 月 29 日熊本県指令地第 218 号）の一部を次のとおり変更する。

熊本市長 大 西 一 史

山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更する規約

山鹿植木広域行政事務組合規約（昭和 50 年 3 月 29 日熊本県指令地第 218 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 号中「ごみ処理施設」を「一般廃棄物の最終処分場」に改める。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

2 組合は、第 3 条に規定するもののほか、当分の間、組合が設置したごみ処理施設の処分に関する事務を共同処理する。

別表ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務に要する経費の項中「ごみ処理施設」を「一般廃棄物の最終処分場」に改める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び山鹿植木広域行政事務組合規約の一部変更について、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により関係地方

公共団体の協議により定めるため、同法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。